

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	上尾市愛宕三丁目一七八四番六地先から同市愛宕三丁目一七九二番三地先まで	区 間
一四・一〇〇二四・六〇	一一・〇〇〇一八・一〇	敷地の幅員 (メートル)
	一四〇・〇〇	延長 (メートル)
	交差点改良事業による。	備 考